

旅行条件書(海外募集型企画旅行)

この旅行条件は、株式会社クルーズライフが企画・実施する旅行に適用されます。お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。
この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面および同法第 12 条の 5 による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)クルーズライフ(東京都中央区八丁堀 4-10-8 第 3SS ビル 303 号、観光庁長官登録旅行業第 2054 号。以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。但し、**日程中に 3 泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます。)**であって、パンフレット上にその旨を記載した**旅行については当社のクルーズ船を利用するときに使用する旅行業約款(以下「当社フライ&クルーズ旅行約款」といいます。)**の募集型企画旅行の部によります。クルーズ旅行約款は第 1 3 項(お客様の解除権)のお取消料部分以外は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部と同内容となります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託営業所(以下併せて「当社ら」といいます。)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。なお、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させる時は第 2 6 項(2)の(イ)の定めによります。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひと様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

申込金(おひとり様)	旅行代金の 20%以上旅行代金まで
------------	-------------------

- この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。
ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。
- (6) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。
- (7) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (8) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (9) 当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができるとなった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイトイングの取扱い」といいます。)をすることがあります。
- (ア) お客様がウェイトイングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイトイング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することができるとお約束するものではありません。
- (イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (ウ) 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
- (エ) 当社は、ウェイトイング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (オ) 当社は、ウェイトイング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトイングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイトイングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。
- (10) 本項(9)の場合で、ウェイトイングコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預り金を申込金として取り扱います。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で 20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっていられる方、妊娠中の方、障がいをおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただきます、あるいはご参加をお断りさせていただく場合もあります。尚、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。
- (3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

- (4) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (5) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面と確定書面(最終日程表)

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書、請求書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の 2 週間前～7 日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。**ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。**

6. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払い対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます。)とは募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」、「追加代金として表示した金額」の合計から「割引代金として表示した金額」を差し引いたものをいいます。
- (2) 旅行代金の合計金額は、「申込金(第 2 項)」、「取消料・違約料(第 1 3 項)」、「変更補償金(第 2 5 項)」の金額算出の基準となります。

7. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所にお問い合わせください。
- (2) 当社らは、「旅行業約款 渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続きの全部又は一部を代行することがあります。
- (3) 当社らは、当社らへの責に帰すべき事由によらず旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金<原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。以下同様とします。>を含みません。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります。)
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。パンフレット等に特に別途の記載がない限り 2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。
- (6) 航空機による手荷物の運搬料金。航空会社のできる無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金(ご利用航空会社及び、ご利用等級や料率によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴ない一部含まれない場合もございます。)
- (7) 現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。)
- (8) 添乗員同行コースの同行費用。
- (9) 団体行動中のドライバー、ガイド、ポーターなどのチップ(船内チップは除きます)
- 上記(1)～(9)の代金はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 第 8 項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (ア) 渡航手続諸経費(旅券・査証の取得代金、予防接種料金、渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)
- (イ) 日本国内の自宅から発着空港等集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- (ウ) 日本国内の空港施設使用料及び旅客保安サービス料
- (エ) 運輸機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ等)
- ※パンフレット等で旅行代金に燃油サーチャージを含んだ場合は除く
- (オ) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)

- (カ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴う税・サービス料
- (キ) 傷害・疾病に関する医療費等
- (ク) 日本国外の空港税・出国税・国際旅客航路料等の諸税・料金（ただし空港税等が含まれていることを明示したコースを除きます。コースによっては、空港税等を出発前に日本にてお支払いいただく場合もあります）
- (ケ)「オプションツアー」等と称し、現地にて現地旅行会社等が希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
- (コ)「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
- (サ) 旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊機関が課す税・サービス料金
- (シ) 各航空会社により、設定される手荷物運搬料金及び有料の機内食や飲み物代金等。また、前項における有料化に伴う航空会社の定めた受託手荷物有料分及び一部コースにおける現地での手荷物運搬料金。

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金と異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おひとり様につき10,800円・消費税込み)と共に当社にご提出していただきます。(すでに航空券を発行している場合、その他運送機関の手配が完了している場合、変更・再発行に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社は利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交代に応じない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

13. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、下記による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込み店舗の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- (ア) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース並びに本邦外を出発地及び到着地とするコース（(イ)、(ウ)、(エ)に掲げる旅行契約を除く）

契約解除の日		取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	ピーク時の旅行である場合 41 日前まで	無料
	ピーク時の旅行である場合 40 日前～31 日前	旅行代金の 10%
	31 日前まで	無料
旅行開始日の前々日及び前日	30 日前～3 日前	旅行代金の 20%
		旅行代金の 30%
旅行開始日当日		旅行代金の 50%
無連絡不参加および旅行開始後		旅行代金の 100%
注1)「ピーク時」とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。		
注2) 本表の適用にあたって、「旅行開始後」とは当社特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始したとき」以降をいいます。		

- (イ) 貸切航空機を利用するコース
パンフレット等に記載する取消料によります。
- (ウ) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用するコース
当該船舶に係る取消料の規定によります（パンフレット等に記載します）。
- (エ) 日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行であって、契約書面上にクルーズ旅行約款を適用する旨記載があるコースはパンフレット等に記載する取消料によります。
- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第25項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- (イ) 第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日まで、ただし旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで）までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
- (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後に、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

14. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

15. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第5項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第13項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- (ア) お客様があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- (イ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
- (エ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (オ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（ピーク時に旅行開始するときは33日目）に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
- (カ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
- (キ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (ク) 上記(キ)の一例として新規に就航する航空会社及び新規に就航する路線を利用する場合、並びにチャーター便を利用する場合において航空会社による関係各国許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたときまたは、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

16. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、第11項、第13項、第14項(2)、第15項及び第16項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第21項又は第23項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

18. 契約解除後の帰路手配

当社は、第16項(1)(ア)又は(ウ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

19. 旅程管理

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。

ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。

(イ) (ア) の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(2) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している発空港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。日本国内の空港から発着空港までの区間をパンフレット記載の追加代金（又は無料）で利用する場合は、当該国内区間も本体と併せて1つの募集型企画旅行の範囲として取り扱いいたします。パンフレットに記載のない国内線を普通運賃で利用の場合はこの限りではありません。

(3) (1) の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます）が行います。

(4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員又は手配代行者等を含みます）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。

(5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。

(6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

(8) 当社は企画旅行日程中において、航空機、ホテル等の旅行サービスの手配を全く行わない「無手配日」を設けることがあります。「無手配日」に該当する期間は当社約款に基づく特別補償の対象外となるため、当該期間に生じた事故によってお客様が被った損害に対し補償金・見舞金を支払いません。

2 0. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社（添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます）の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

2 1. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して（1）の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

(ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(エ) 自由行動中の事故

(オ) 食中毒

(カ) 盗難

(キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(ク) 航空運送約款または航空会社の定めにより、及び宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をされた場合による航空会社及び宿泊機関による予約の取り消し

2 2. 特別補償

(1) 当社は前項（1）の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2,500万円）・後遺障害補償金（2,500万円を上限）・入院見舞金（4万円～40万円）及び通院見舞金（2万円～10万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個または1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。また、1回の事故で旅行者1名につき、3,000円以下の場合は損害補償金を支払いません。

(2) 本項（1）にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項（1）の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募金型企画旅行日程に含まれるときは、この限りではありません。

(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機能用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5) 当社が本項（1）に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠

償義務とも履行されたものといいたします。傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

2 3. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関またはお申込店に申し出なければなりません。

(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

2 4. オプションalツアー又は情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションalツアー」といいます。）の第22項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションalツアーは、パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。

(2) オプションalツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションalツアー参加中のお客様に発生した第22項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います（但し、当該オプションalツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）。また、当該オプションalツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。

(3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項の特別補償規定は適用します（但し、当該オプションalツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

2 5. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の（ア）・（イ）・（ウ）で規定する変更を除きます。）は、第6項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第21項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

(ア) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、b. 戦乱、c. 暴動、d. 官公署の命令、e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、g. 旅行参加者の生命または身体 の安全確保のため必要な措置

(イ) 第13項、第14項、第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

(ウ) パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項（1）の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

(4) 当社が（1）の変更補償金を支払った後に、第21項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
(1) パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
(2) パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0%	2. 0%
(3) パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1. 0%	2. 0%
(4) パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0%	2. 0%
(5) パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%

(6)パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0 %	2. 0 %
(7)パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0 %	2. 0 %
(8)パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1. 0 %	2. 0 %
(9)前各号に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5 %	5. 0 %
注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 注3)(3)又は(4)に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。 注4)(4)に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注5)(7)の宿泊機関の等級は旅行契約時で当該方面のパンフレット等に記載しているリストによりします。 注6)(4)又は(7)若しくは(8)に掲げる変更が、1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき、1件として取り扱います。 注7)(9)に掲げる変更については、(1)から(8)までの率を適用せず、(9)によりします。		

2 6. 通信契約

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」（以下「通信契約」といいます）を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の金額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。（所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。）
- (2)通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
- (ア)通信契約の申込みの際し、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ)通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。郵便その他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (ウ)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。
- (エ)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第13項(1)に掲げる取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (オ)通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます場合があります。
- (カ)通信契約を締結する場合、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等または業務上の理由でお受けできない場合もあります。

2 7. その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2)お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはおお客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいたしかねますので、購入の際にはトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行なってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きはお土産品・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。フシントン条約または国内諸法令により日本に持込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに係るお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかんを問わず、当社は第21項(1)の責任を負いません。
- (5)子供代金は、旅行開始日を基準に満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は、旅行開始日を基準に満2歳未満で、航空座席及び客室におけるベッドを専用で使用しない方に適用します。

- (6)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (7)疾病・傷害が発生した場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅傷害行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については販売店にお問い合わせください。
- (8)当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社はお客様の交代の場合に準じて、第12項のお客様の交代手数料を申し受けます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第13項の当社所定の取消料をいただきます。

2 8. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

2 9. 弁済業務保証金制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

3 0. お客様が旅行出発までに実施する事項

- (1)ご旅行に要する旅券および残存有効期限、査証、再入国許可および各種証明書の取得および出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。）ただし、当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部または全部の代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。なお当社以外の業者に渡航手続きを依頼された場合は渡航手続の業務にかかわる契約の当事者は当該取扱業者となります。
- (2)渡航先の衛生状況は下記のホームページでご確認ください。
厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>
- (3)渡航先（国又は地域）によっては、外務省海外危険情報など安全関係の情報が出されている場合がありますので下記のホームページでご確認ください。
外務省「海外安全情報ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp>
- (4)旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」への登録をおすすめします。
外務省のシステム「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

3 1. 個人情報の取扱い

旅行申込書にご記入頂く個人情報は、個人情報保護に関する法令及び指針、並びに当社の社内規定に従い適切な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- (1)当社は、お客様の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失またはき損を防止する保護策を講じています。
個人情報保護管理者の連絡先：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-10-8 第 3SS ビル 303
- (2)当社は個人情報を以下の目的で利用いたします。

- ・旅行に関する諸手続きのため
- ・運送・宿泊機関等の手配
- ・お客様との間の連絡のため（緊急時の連絡を含む）
- ・保険加入手続きのため
- ・アンケートや旅行参加後のご意見やご感想のお伺いのため
- ・商品やサービスののご案内

各個人情報の項目の提供はお客様の任意判断によりますが、ご提供いただけない場合、お客様の求められるサービス、対応が受けられない場合がありますので、予めご了承ください。

- (3)当社は旅行に関する諸手続き、運送・宿泊機関等のサービス手配のため、お客様の氏名、住所、電話番号等を運送・宿泊機関、大使館、官公庁、出入国管理官等に書類または電子データにより提供することがあります。また、手配に必要な場合お客様の医療情報等をお伺いし、運送機関等に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

- (4)当社は個人情報の取扱業務の全部または一部を個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認められる委託先に委託する場合があります。
- (5)お客様は、当社に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関して、以下の問合せ窓口に申し出ることができます。
- 株式会社クルーズライフ
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-10-8 第 3SS ビル 303
メールアドレス：contact@cruiselife.co.jp 電話：03-6228-3981

保険のご加入について

ご旅行中の病気等の治療費の負担額、盗難や傷害等の事故に対する補償、事故の際の加害者への損害賠償請求等、日本と海外とでは、システムが異なります。当社では全てのお客様に安心してご旅行をいただくために、海外旅行保険へのご加入を強くおすすめ致します。

尚、極地旅行へ参加するお客様は 3,000 万円以上の傷害死亡、傷害後障害、治療・救済費用等を含むセットタイプへの加入が参加条件となり、クレジットカード付帯の保険ではご旅行をお引き受けできません。詳細につきましてはお問合わせ下さい。

株式会社クルーズライフ

観光庁長官登録旅行業 第 2054 号

一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員